

SEINENHORITSUKA

# 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会  
Japan Young Lawyers Association  
Attorneys and Academics Section

**N512**  
2013・10・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階  
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141  
青法協H.P <http://www.seihokyo.jp>

『はだしのゲン』騒動に思う…………… 深井剛志

全国の原発差止(廃止)訴訟の状況報告…………… 北村 栄

婚外子相続分差別最高裁大法廷違憲決定…………… 岡本 浩

—民法900条4号ただし書前段の規程が憲法14条に違反し違憲無効との最高裁判所大法廷決定を得て

「子どもの権利」と「個人尊重」…………… 二宮周平

法曹養成問題に関する埼玉弁護士会の取り組み…………… 田中重仁

## ロースクールの実情と法曹養成

「人気校」を残せばいいのか?…………… 野口景子

TPPは国家主権を侵害しグローバル企業だけが利益を得る…………… 中野和子

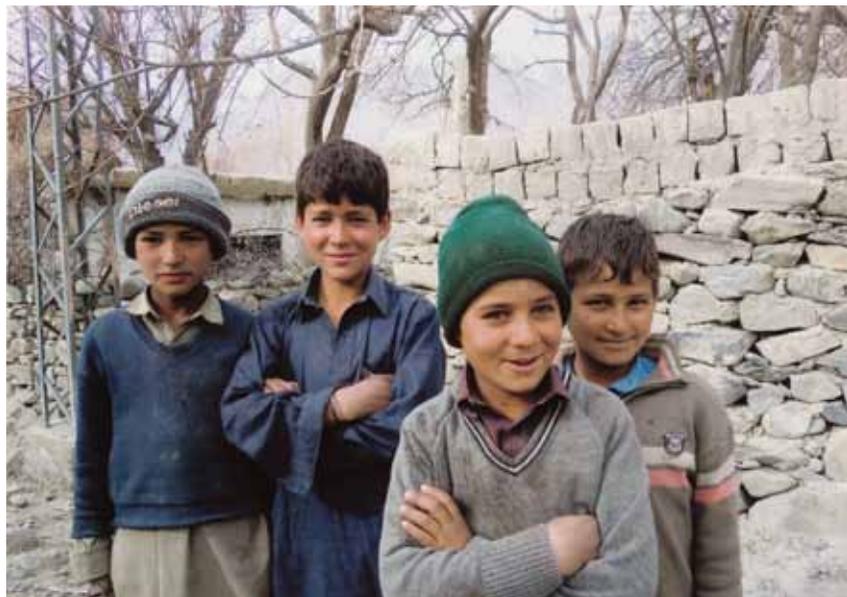
第15回人権研究交流集会「震災復興—3・11から3年 私たちは何をすべきか」

分科会紹介 憲法教育分科会

## 委員会からのお知らせ・報告

修習生委員会・国際委員会・震災プロジェクトチーム・広報委員会

富山常任委員会で、明文改憲、解釈改憲阻止のための討議を…………… 大山勇一



パキスタンの子ども

# 『はだしのゲン』騒動に思う

東京 深井 剛志

## 1

今年(二〇一三年)八月、松江市教育委員会は原爆の悲惨さを描いた漫画『はだしのゲン』を、児童が自由に閲覧することが出来ないようにする「閉架」の措置をとるように、市内の全市立小中学校に求めていることが分かった。昨年(二〇一二年)十二月に、市教委は、学校側に口頭で指示を出し、各学校は、閲覧に教員の許可が必要であるとして、貸出を禁止する措置をとったところもある。

松江市教委が閲覧制限に踏み切った理由は、描写の残酷さにあるという。市教委によれば、日本刀で首を切り落したり、女性を暴行したりするシーンが描かれていることが子どもの健全な育成に不適切であるとのことである。「子供の保護」や「青少年の健全な育成を図る」といった目的は、あたかも正しいことであり、尊重すべきものであるかのように感じられがちである。

しかし、そのような目的は、本当に重要なことであろうか。子どもを様々な情報から隔離し、いわゆる無菌状態に置くことが、はたして本当にその子どものためになることだろうか。今回のこの閲覧制限の問題を、表現の自由の側面から批判していた論考は多い。表現の自由が他の人権に比べて最大限保障されなければならない理由は、憲法の教科書的には、表現行為を通じて自己の人格を

発展させていく価値を有するからだと言われている。押し付けられた「正しい」情報のみに接して成長した結果、形成される人格は、果たして豊かなものといえるのだろうか。過激なものも含めて、様々な表現に触れることで、将来の人格を豊かなものへと成長させてゆく。それが、表現の自由が保障されている趣旨である。

## 2

確かに、『はだしのゲン』には、過激な描写が多く含まれている。私も、小学校六年生時に、初めて読んだときは、かなり衝撃的であった。しかし、今日の私の活動の原点は、この時期に、『はだしのゲン』を含む、戦争をテーマにした多くの作品に触れたことが大きいと思う。このときは、ちょうど戦後五〇周年で、戦争をテーマにした特集が多数組まれていた時期であった。このときに触れた数々の表現に、私は大いに影響を受けたと思う。あのような惨劇を生み出すのが原爆なのだ、戦争なのだ。そのような事実には、あの時期にしっかりと向き合うことができたことは、極めて有益なことであったと確信している。

子どもをあらゆる表現から保護しようとする法律や条例は、子どもが影響を受けやすく、善悪の見境がつかないものだと想定しているかのようである。はつきりいって、かなり子どもを馬鹿に

した議論である。本当の子どもは、もつと感受性に富み、あらゆることを自分の成長に結びつけることができるものである。感受性が豊かな幼少期に、戦争の悲惨さに触れることにより、戦争というものを真剣に考えることができるようになるのではないか。

『はだしのゲン』の作者である故中沢啓治氏は、読者の母親から「子どもが『はだしのゲン』を読んで、非常にショックを受けている」という問い合わせに対して、「お子さんは、すばらしい感受性を持った子です。ほめてあげてください」と返答したという。

### 3

今回の閲覧制限措置は、昨年(二〇一二年)の春に、ある市民から、閉架の要請の陳情があったことが発端だという。その市民は、市教委が描写を問題としたことに不満をもっており、歴史認識の誤りを問題とした。その市民は間違った歴史観を持つ漫画は「義務教育の図書館におくべきではな」く、「国益を損なう行為が許せない」との理由で、閉架の要請を行った。また、ある新聞における本件について触れた論稿には、「閲覧制限を批判した論者のなかには、表現の自

由や子供の知る権利を持ち出す者もいた。筋違いである「次代を担う青少年を育むべき公立学校の図書館で、この漫画が野放しになっていることは非が論じられなければならない」「今回の騒動の発端がどうであれ、公教育の場で日本の歴史をどう教えるかという問題提起があったのである」として、市教委の閲覧制限撤回を批判しているものがあった。

このような陳情者や論者の主張によると、「誤った」歴史観を有する図書であることを理由に閉架をするべきであるという。しかし、それは、公権力がある歴史観の是非を判断することになり、表現の内容に基づいて規制を行うことに他ならない。表現の内容に基づく規制は、極めて恣意性が強く、最も許されない規制である。間違った歴史観であるかどうかは、様々な表現行為に触れることによつて子どもたちが判断することであり、そのような判断材料を提供することを保障することが、表現の自由の最も重要な機能である。

今回の松江市の閲覧制限撤回は、歴史観に踏み込んでおらず、閲覧制限そのものの問題点を表現の自由の観点から考慮した、至極当然の判断である。決して「筋違い」ではなく、それこそが本質

### 4

である。歴史観云々は、松江市が判断することではない。前記の陳情者や論者たちは、自己の意見に相容れぬ表現をすべて閲覧制限とするつもりであらうか。

今回のこの騒動は、子どもの判断能力、感受性を大幅に見誤った判断である。同時に、秘密保全法に代表される、公権力が情報を操作しようとする近年の動きに同調する事態である。国家が戦争を行おうとするとき、必ず、情報操作が行われる。自民党改憲草案に示されるように、日本国は、着々と戦争ができる国へと進んでいる。今回の『はだしのゲン』騒動により、同著の売れ行きは三倍になったというが、故中沢啓治氏が作品にこめた願いが、多くの子どもたちに届くことを願ってやまない。

# 全国の原発差止（廃止）訴訟の状況報告

あいち 北村 栄



## 1 はじめに

青法協の会議や機関紙において、被害賠償弁護団等の情報が多いが、原発の差止訴訟の情報が少ないので、現状を中心に報告させていただきます。

## 2 脱原発全国弁護団連絡会議の結成とその影響

### (1) 脱原発全国弁護団の結成と活動

三・一一後の二〇一二年七月一六日、三〇年以上前から各地でバラバラに原発訴訟をたたかっていた全国の弁護士が、今後は力を合わせて原発を止めようと脱原発弁護団全国連絡会議を結成した

### (2) 三・一一後の裁判所・裁判官の状況

（共同代表河合弘之・海渡雄二）。すべての原発立地地域から二五〇名以上の弁護士が結集し、その中には青法協会員もかなりいる。情報・武器（理論、資料、学者証人等）の共通化、共有化を図ろうと、二カ月に一回会議を持ち、時には福島や六ヶ所村の現地視察も行っている。また、すべての原発の差止めを目標に、全国の原発のある地域すべてにもう一度差止訴訟を提起をした（東通・女川は準備中）。

## 3 裁判の現状

### (1) 全国各地で提訴

（準備中の東通・女川を除き）

若手の弁護士が多数参加し、全国の原発立地地域で差止・廃止訴訟を提起し、現在二カ月に一回

政事件を担当する裁判官三五人が集まり、原発訴訟につき従来の判断の枠組みや立証責任の再検討を積極的に議論をしたようである。

しかし、最近では、原発訴訟の法廷で、裁判所が「原告の意見陳述」を制限することが全国的に顕著になってきている。また、不当な訴訟指揮・決定が目立つ（東海第二、大飯）。旧来と同じ発想の裁判官もかなりいるのではないかと思われる。

のペースで公判が行われている。なかでも、大飯原発は、地元の福井だけでなく、近隣の滋賀、京都、大阪においても提訴されている。

また、九州玄海原発訴訟は原告数が六〇〇〇名以上(すべての都道府県に原告)、北海道の泊原発訴訟は二二〇〇名以上にも達し、一方浜岡原発の新訴(静岡本庁)は代理人(静岡と愛知の弁護士)数が二七七名ともなっており、青法協会員が各地で活躍している。

### (2) 三・一一後の裁判所の判断

原発事故後、本訴での判断はまだなされていないが、仮処分では大飯原発三・四号機運転差止仮処分事件(平二五・四・一六大阪地裁決定)で、債権者の請求が却下(審理期間一年、審尋八回)された。この決定は、今までの安全基準の合理性が三・一一で吹き飛んだはずであるが、それと緊急安全対策と四大臣基準が合理的だと決めつけこれまでの立証責任論の枠組みを踏襲したものであり、大いに問題のある決定である。

### (3) 浜岡原発訴訟の現状

浜岡原発は、菅元総理が首相の判断で止めたように、世界で一番危ない原発、被害が一番大きい原発といわれており、大きな注目を浴びている原発である。

現在、差止(廃止)訴訟は、以下のように三つの裁判所で係属している。

① 東京高裁 二〇〇七年に静岡地裁で棄却判決が出された訴訟が現在東京高裁に係属

② 静岡地裁浜松支部 三・一二後提訴

③ 静岡地裁本庁 三・一二後提訴

その中で、一番結審に近いものは①であり、来年結審が予想されているが、その判決が出れば原発事故後の初めての本訴の判断となり、注目を浴びることは必至である。

なお、私もこれら三つの訴訟に代理人として参加しているが、被告中電の対応は目に余るものがある。本来①では、本年(二〇一三年)七月の時点で学者らの証人尋問が実施されていたはずであったが、中電が自己の主張の根幹である安全性の主張自体が出来ず、毎月の尋問期日が宙に浮く状態となっている。というのも、当初中電は福島原発事故を受け津波対策で一九メートルの防波堤を建設すると表明、安全性は十分保たれると主張していたが、政府の南海トラフの検討会(二〇一二年三月)で二メートルの津波予想が出て、その後三メートルにかさ上げすると表明したが、本年七月の新規制基準の「審査ガイド」で参考数値としてM九・六の地震が想定され、これによれば津波高は四二〜六三メートルとなり、この津波に防波堤は耐えられるはずもなく、中電は何とも答えられない状態になってしまったのである。

## 4 新規制基準

原子力規制委員会は、福島原発事故を踏まえて、各種安全指針類及び技術基準を見直し、新しい規制基準を今年(二〇一三年)七月に発表した。今後、原発訴訟は、基本的には、各原発が新規制基準に合致しているかの規制基準適合性が問題となるが、そもそも新規性基準自体の問題がないわけではない。弁護士は現在、新規制基準の問題性を理解しようとする専門家の話を聞きに行ったり、勉強会等を開くなど大変である。

## 5 原発訴訟関係お薦め本

最後に、原発「訴訟」関係のお薦め本を紹介する。是非ご覧頂きたい。

- ① 原発訴訟(海渡雄一著)
  - ② 原発と裁判官なぜ司法は「メルトダウン」を許したのか(磯村健太郎著)
  - ③ 法服の王国 小説裁判官(上・下)(黒木亮著)
  - ④ 原発を廃炉に! 九州原発差止め訴訟(原発なくそう!九州玄海訴訟弁護団)
- (脱原発弁護団全国連絡会議・浜岡原発差止訴訟弁護団)

# 民法900条4号ただし書前段の規程が 憲法14条に違反し違憲無効との 最高裁判所大法廷決定を得て

和歌山 岡本 浩

周知のとおり、九月四日、最高裁は婚外子の相続分差別の問題について違憲の判断を下した。そこでこの問題に関して事件を担当した岡本浩会員と、民法(家族法)の研究者である二宮周平会員に、それぞれの立場から論評していただいた。

## 1 はじめに

編集部より、今回の最高裁判所大法廷決定についての原稿依頼を受けた。私の修習期・年齢からして、青法協の会員というには、いささか憚られる思いのあるところであり、依頼を受けるか否か迷うところではあった。しかし、重要な決定を得た実務家の責任として、また同期の岡田尚弁護士(横浜)が若い人に向けて寄稿していたことを思い起こし、お引受けした次第である。

## 2 最高裁判所大法廷の違憲決定に至るまで

(1) この事件は、昨年(二〇二二年)九月に特別抗告の申立手続をとり、小法廷に係属後、大法廷に回付された。大法廷は、この件につき口頭弁論期日を開く旨を決定し、本年(二〇二三年)七月一日に口頭弁論の手続が行なわれた。このような過程を経て、本年九月四日、大法廷は今回の決定を出した。以上が、この事件の特別抗告申立より今日に至る経過である。

(2) 事件の出発点である和歌山家庭裁判所への

調停申立は、二〇〇五(平成一七)年七月である。このため、婚外子の相続分を定める民法の問題性は、調停を申し立てた当初、これを打破するべきものとしては、それほど意識していなかった。

しかしながら、具体的相続分をどのようにするかが詰められていく中で、本人より、「自分の取得分が婚内子の半分なのは納得できない」との申出を、たびたび受けるようになった。それでも、平成七年決定(一九九五年)がある下、「そんな主張をしても通らないから、法律の定め通りでやりませんか」との説得を試みていたほどであった。しかし、調停案を受けるか否かの瀬戸際で、本人が拒否を貫き、暗礁に乗り上げることが続いた。こうして不調となり、審判手続へ移行したが、この段階になり、本人の「婚外子差別は受け入れられない」との主張が、より鮮明になってきた。このため、審判手続における法的主張として、憲法違反を明確に打ち出すようになった。

(3) そのような折、婚外子の相続分が争われた先行の遺産分割事件が大法廷に回付されるという事態が発生した。このため、本件の審判は、最高裁の判断待ちということとなり、半年近く、審理



最高裁判所前で違憲決定を報告する弁護団

がストップした。したがって、この時点では、本件事件が今日の事態に至ることは、まったく考えてもいなかったのである。

(4) ところが、前記の事件は、「当事者本人による和解」という事態となり、結果として、却下ということとなった。この却下を受け、本件事件は、一審において、憲法違反判断を正面から求めることへと転回したのである。しかし、この時点での転回であるから、本件より先に、他の事件が最高裁判所にたどり着くだろうと思っており、今日を予想することはなかった。

その後、審判、次いで高裁の決定で、ともに合

憲の判断が出され、これに対する特別抗告の申立をするに至った。そして、この受理が認められた時点に至り、「違憲判断が得られるかもしれない」との思いに至った。そこで、事務所に所属する弁護士たちの協力を得て、この件に関する過去の判例や諸外国の動向・民法改正試案等々を詳細にチェックをした上で、上告理由書を作成・提出した。そして、この上告理由書を受け、最高裁判所は、審理を第一小法廷より大法廷へと回付するに至ったのである。

### 3 大法廷での弁論

大法廷回付に関する報道の過熱ぶりから、私としても審判で違憲を主張しはじめた頃とはまったく異なり、重大かつ責任のある事件展開となったと自覚するようになった。そこで、大法廷での弁論は、細かい法律論ではなく、本件に関する立法府の無力と司法の役割の大切さを強調するものとして展開することとし、その方向で弁論要旨を作成し二〇分間の口頭弁論を行った。そして、この弁論に関する報道ぶりから、示した方向性の正しさを、確信することが出来た。

また、弁論を終えての記者会見の際、本人の質問への応答を見聞し、思いと意思の強さを感じることができた。この事件が、大法廷における憲法判断を求めるにまで至ったのについては、本人自

身の強い思いがあったからであることを再認識させられた。

### 4 最高裁判所大法廷決定に求めたこと

今回の大法廷決定に対し、期待していたことは、婚外子の相続差別を打破することは当然であるが、さらには、憲法違反を明確に宣言することにより、司法がその輝きを示すことであった。

婚外子の相続分の差別的定めについては、過去の最高裁の決定中において、立法府が法改正によって解決すべきことを、何人も裁判官が意見として表明していた。また、国連の人権委員会の勧告・法制審の改正試案呈示等々、立法によって解決すべきことが再三再四にわたって求められてきていた。ところが、わが国立法府は、今日まで、これに答えてこなかった。立法府のこの対応と現状を見る時、今や司法が、違憲を明言することによってしか、婚外子の権利救済は図れないと言わざるをえない状況に至っていた。この点につき、先に違憲判断した大阪高裁の平成二三年決定（二〇一一年）は、「婚外子が少数者として民主過程における代表を得難いことが明らかになった」と述べ、もはや立法府に問題を委ねることはできないと明言していたのである。

今回の大法廷の判断においては、大阪高裁のこ

の勇断を踏まえ、司法府の最高機関として、明確かつ勇氣ある決定を示すべきことを弁論した。そして、これがなされてこそ、違憲立法審査権を最高裁判所に付与している憲法上の定めが生かされるものであり、同時に司法の存在感を社会に示すものとなることも弁論した。

## 5 違憲決定を受けて

最高裁判所の今回の決定は、婚外子への不平等扱いを是正するというにとどまらず、長年にわたって君臨してきた民法の重要条文であって

も憲法の前には無力であることを、国民に明快に示した。三権の中における司法の輝きと存在意義を示すとともに、憲法の持つ重大性と役割を国民に示したとの両面において、本決定は、歴史に残る英断の決定となったと受け止めている。このことの意味は、憲法をめぐる今日の状況の下で、限りなく大きいものになると考えている。

なお、このような歴史に残る決定を得られたことは、平成七年の大法廷決定（一九九五年）にかかわらず、違憲を訴えて挑戦し続けてきた婚外子とその代理人弁護士の先行する努力の積み重ねによ

るものである。また、国連の勧告を引き出すべく地道な努力を重ねるなど、婚外子差別の撤廃に向けて運動を続けてきた方々の努力の上に得られたものである。この決定を得られたことにつき、私はリレーの最後の走者となる幸運を与えられたものであるが、この途をつないでくれた先行の走者に感謝するとともに、青法協の若い諸君には、地道に弁護士活動が続けることにより、誰にでも今回のような決定に巡り合えるチャンスが来ることを訴え、この稿のまとめとしたい。

# 「子どもの権利」と「個人の尊重」

京都 二宮 周平（研究者）

## はじめに

最高裁大法廷は、二〇一三年九月四日、裁判官一四名全員一致で、婚外子の相続分差別規定

（以下、本規定と略する）について憲法一四条一項違反と判断した。東京高決平六（一九九三）・六・二三家月四五・六・一〇四が初めて本規定につき違憲と判断してから二〇年、逆に最大決平七（二

九九五）・七・五民集四九・七・一七八九が合憲と判断してから一八年、遅きに失したとはいえ、待ちに待ったものであり、全員一致での違憲判断の意義は大きい。本稿では、本決定の論理の特徴と

問題点を指摘し、今後の課題を示したい。

## 1 違憲判断の論理

本決定は立法裁量論に立つ。本決定は、合理的な裁量判断の限界を超えていないかどうか考慮すべき事情は「時代と共に変遷する」と述べる。したがって、事情が変われば、裁量判断の限界を超えることもありうる。この手法は、大阪高決平二三(二〇二一)・八・二四判時二四〇・一九が用いたものと同じである。これによって先の九五年大法廷の合憲決定を維持することもでき、一定の時期以降を違憲状態にあつたと判断することもできる。本決定は、当該事案の相続が開始した二〇〇一年七月には違憲だつたとする。立法裁量論に内在する「時の変化論」の結論である。

本決定が指摘した事情の変化は、①婚姻、家族の形態が多様化し、婚姻、家族の在り方に対する国民の意識も多様化したこと、②本規定の立法に影響を与えた国々で平等化が進み、相続差別を廃止したこと(法制審議会の議論の時に参照されたドイツ(一九九八)、フランス(二〇〇一)が取り上げられている)、③国際人権規約B規約、児童の権利条約は子の出生による差別を禁止しており、日本政府は自由権規約委員会、児童の権利委員会から改善勧告を受けていること、④嫡出子と嫡出でない子の区別に関わる法制等の変化、a住民

票の世帯主との続柄記載(一九九四)、戸籍の父母との続柄記載(二〇〇四)、国際婚外子の日本国籍取得に関する国籍法三条一項(二〇〇八)が平等化していること、⑤最高裁小法廷での合憲判断は、補足意見の内容を考慮すれば、合憲の結論を辛うじて維持したものに過ぎず、補足意見等の度重なる問題指摘があること、である。

本決定は、これらを総合的に考察すれば、「家族という共同体の中における個人の尊重がより明確に認識されてきたことは明らかであるといえる。そして、法律婚という制度自体は我が国に定着しているとしても、前記のような認識の変化に伴い、前記制度の下で父母が婚姻関係になつたという、子にとっては自ら選択ないし修正する余地のない事柄を理由としてその子に不利益を及ぼすことは許されず、子を個人として尊重し、その権利を保障すべきであるという考えが確立されてきているものといふことができる。」と述べる。

先の九五年決定は、民法が法律婚主義を採用していることから、婚姻関係にある配偶者と嫡出子を優遇する一方、婚外子にも一定の相続分を認めて保護を図つたものであり、合理的な裁量判断の限界を超えていないことを理由に合憲としたが、今回の大法廷決定は立法裁量論をとりつつ、前記のようにこれを明確に否定した。本決定の違憲判断の根本的な理由は、「子どもの権利」と「個人の

尊重」なのである。

## 2 本決定の問題点

本決定は、九五年決定及びその後の小法廷の合憲判断を変更するものではないとし、また違憲の判断は、二〇〇一年七月から今回の決定の間になされ、確定している相続に関する裁判や合意の効力には影響しないとする。法的安定性を重視し、遺産分割などのやり直しを認めない。ところが、まだ確定していない事案については、本決定に従い平等に扱われる。可分債権・可分債務について、法定相続分で分割帰属するが、実際に未履行の場合には、平等の相続分で処理される。その結果、遺産分割や権利の実現が大法廷決定の前か後かで同じ婚外子で処遇に格差が生じる。「子どもの権利」と「個人の尊重」に忠実であれば、やり直しを許容して、そうするか否かを婚外子自身にゆだねることにしても、よかつたのではないだろうか。

これらを調整する手法が民法にはある。例えば、民法九一〇条を類推適用すれば、価額支払いで足りるので、遺産分割に影響しないですむ。法的安定性は、相続人の取得時効、婚外子の相続回復請求権の消滅時効などである程度、守ることができる。

### 3 今後の課題

さらに「子どもの権利」と「個人の尊重」を重視すれば、その他の婚外子差別、例えば、①「嫡出子」「嫡出でない子」をチェックする出生届の様式、②婚外子は、たとえ父母が事実婚にあっても、どちらかの単独親権であること（父母が婚姻関係にあるときは父母の共同親権になる）、③死別・離

婚世帯には寡婦控除が適用され所得税が減税されるのに対して、非婚世帯には適用がない結果、児童扶養手当の支給基準、保育所の利用料、公営住宅の家賃に影響することなど、子どもの権利確保の視点から見直すことが課題となる。

欧米諸国では「嫡出」という言葉自体、法律から消えている。子どもを区別し差別してきたのは、大人社会の身勝手な理くつではないだろうか。

一九九六年二月、法制審議会は、相続分の平等化を定めた民法改正案要綱を答申した。以来、七年余、立法府はこれを放置してきた。今こそ、大法院決定を受け、早急に法改正し、立法府としての責任を果たすべきである。そして前記のような課題にも主体的に取り組むべきである（寡婦控除をみなし適用して、利用料や家賃を減額する自治体もある。朝日新聞二〇一三年九月二三日）。

## 法曹養成問題に関する 埼玉弁護士会の取り組み

埼玉 田中 重仁

### 1 はじめに

「法曹養成制度の問題点」に関して書いて欲しい、と依頼をされた。

私の問題意識から見て、このテーマでは現時点における理論的・最高水準の文献は①和田吉弘氏

著の「法曹養成制度の問題点と解決策」（花伝社）、②鈴木秀幸氏・武本友香子氏・立松彰氏・森山文昭氏・白浜徹朗氏・打田正俊氏共著『司法崩壊の危機（弁護士と法曹養成のゆくえ）』（花伝社）である。

また、同じく花伝社発行で、米国ロースクールの学長を務めたブライアン・タマナハ氏の著書を

翻訳した『アメリカ・ロースクールの凋落』（訳者、樋口和彦氏・大河原真美氏）も極めて貴重な示唆を与えるものとして付加したい。

現状分析と理論を前記の文献に任せることにし、私は全国の青年法律家協会の会員にこの問題に対する埼玉弁護士会の取り組みを紹介する。

## 2 法曹養成問題に関するこれまでの

### 埼玉弁護士会の総会決議

(1) 二〇〇七年二月一五日臨時総会において「政府は、司法試験合格者数について直ちに見直しに着手するとともに、その適正規模についての調査・検証が完了するまでの間、当面、年間合格者数を一〇〇〇名程度とするべきである」との決議を挙げた。

そして、その決議の実践として会内に「法曹人口問題検討特別委員会」を立ち上げ、一年間かけて埼玉県内の法的需要について検証した。考えられるあらゆる調査を試み、二〇〇九年三月一七日に六二頁の答申書を提出した。

この委員会の委員の構成は法曹人口増員に反対賛成を問わずに、数十人の会員が参加したことが特徴である。

(2) 前記の答申を受けて、二〇〇九年五月二三日の定期総会において「司法試験の合格者は、現状年間二二〇〇人程度になっているが、これを四年ないし五年かけて年間一〇〇〇人程度にすべきである」という決議を挙げた。

(3) 二〇一二年二月の臨時総会において①「司法試験の受験資格から法科大学院課程修了」を削除する、②五年間で三回の範囲内でしか司法試験

を受けられないとする「受験回数制限」を削除する、③司法修習生に対する給与の支給を復活させ、これを第六四期司法修習生にまで遡って適用することを求める、との決議を挙げた。

## 3 法曹人口問題対策本部の

### 設置と実践

前記の経過を見てお分かりのように、(2)記載の二〇〇九年の司法試験合格者を年間一〇〇〇人程度にすべきである「旨の決議から(3)記載の受験要件決議までは三年九カ月間の期間がある。この間に何を行ったかが重要なので、以下に報告する。

(1) 二〇一一年度の執行部は全国で初めて弁護士会内に「法曹人口問題対策本部」(以下、対策本部という)を設置した。本部長は会長である。本部長代行に二〇〇九年度の会長が就任した。

「二〇〇〇人」決議を挙げた後、その実現の為に運動に積極的ではなかったことを反省し、この対策本部を立ち上げたのである。

(2) 対策本部は下記を実践した。

① 様々な埼玉県内の方たちへ会って法曹人口の問題点を説明し、現状の法曹人口の増大がいかに司法権のありかたを歪め、国民の権利を損なうかを説明し理解を求めた。具体的には「知事・市長・国会議員・県会議員・市会議員・マスコミ・

ロータリークラブ・ライオンズクラブ・商工会議所・埼玉経済同友会・労働組合・九条の会・各種同窓会・生協連・立正佼成会」等々である。

なお、対策本部の本部員をつてをたどって面会を申し込んで行くので、勿論飛び込みではない。日頃の交際が重要であると感じた次第である。

② 国会議員

・埼玉県選出の国会議員に限らず、法務大臣・副法務大臣経験者との面談した。具体的には、平岡秀夫元法務大臣・小川敏夫元法務大臣・江田五月議員・細川律夫元厚労大臣・大野元裕議員・行田邦子議員・古川俊治議員・辻恵議員・等々である。

・政権政党であった民主党の「法曹養成制度検討プロジェクトチーム」の勉強会での意見表明させていただいた。その直後にそのPTは「法科大学院を中核とした法曹養成度の蹉跌は明らか」予備試験合格者を拡充すべきである」との見解を表明された。

③ マスコミ

埼玉県内のマスコミについては一線の記者や支局長との懇談会を重ねた。また、中央の新聞社の本社論説委員とは軒並みお会いした。

④ 地方議会へ

市民県民の代表である地方議会の地方自治法九条による意見表明は重要である。そこで当会



## ロースクールの実情と 法曹養成

が難解になりすぎて、純粹未修者が一年目から講義について行けないという問題です。

### 2 純粹未修者の現状

私が入学した法科大学院の未修コースはクラス五〇名。このうち、社会人経験者は一部出身者もいましたが、クラスの半分近くは「隠れ既修でした。」なかには各大学の法学部の首席卒業者も複数名いました。

そんな人の集まりなので、講義の質疑応答はハイレベル。教授陣もついつい成績優秀者のレベルに合わせた内容・スピードで講義を進めていたように感じます。

また、カリキュラムは過密で、講義で扱えず自主学习となる範囲も広範に及びます。純粹未修者が予備校の試験対策本を片手に自分で勉強するのはよくある光景でした。

さらに、純粹未修者は二年生に進級すると、既修コースの入学者と同じ教室で講義を受け始めます。人気校の既修コースに入学してくるのは、その年の法学部卒業生の中で特に法律科目の成績が優秀な人た

ちです。つまり、純粹未修者は、たった一年で法学部の成績上位層に近いレベルまで到達しなければなりません。学力に自信のない人は授業の予習にばかり追われ、復習や授業で扱わなかった範囲の自学をする時間的余裕はありません。

そんな状況ですから、未修コース入学者五〇名中三名が一年生の段階で留年、三名が二年生の段階で留年、二名は他に職を見つけたと退学し、他にも数名、三年間で卒業できなかったと聞いています。この中の大半が純粹未修者でした。

もちろん、成績優秀な純粹未修者もいます。ただ、「ひがみ」を承知で言うと、そうした人のほとんどは頭の回転や要領がよく、夜遅くまで自習室で予備校本と一緒に自習をこなせる人たちでした。子育てや介護に追われる人や、新たな書籍を買う余裕がない人、体力がなく無理な詰め込みの勉強は難しい純粹未修者が這い上がるには極めて厳しい状況だったと思います。

### 3 「人気校」を残せばいいの？

こうした経験から、私は、司法試験合格率の高い「人気校」といっても必ずしも優れた教育が行われているとは限らないと考えて

います。少なくとも、私の出身法科大学院で高い合格率が維持されているのは、講義内容や学習環境のおかげではなく、ネームバリューや学費の安さから、法律科目の成績優秀な法学部の新卒者が未修コースにも既修コースにも集まっているからだと思っています。

最近、司法試験合格率やそれと連動する入学者数を基準に一部の法科大学院への補助金を削減し、事実上、統廃合を促進しているのは、こうした状況では納得がいきません。どれほど熱心に工夫した教育が行われていても、ネームバリューが高くない法科大学院から切り捨てられるということになりかねません。また、いわゆる「人気校」は都市部以外の地域に割合的に多く存在し、様々な事情で地元を離れられない法曹志願者のニーズに应运ってきた面もあります。「人気校」の切り捨ては、法曹の多様性を後退させる危険性をはらむのです。

私個人は、金も時間もかかり、司法試験受験の要件となっている法科大学院には否定的な立場です。しかし、それでも、合格率のみを基準に法科大学院を評価するやり方は、現場を知らない軽率な判断ではないかと思わざるを得ないのです。

# TPPは国家主権を侵害し グローバル企業だけが利益を得る

東京 中野 和子

## TPP（環太平洋経済連携協定 Trans-Pacific Partnership）の現段階

### (1) 参加国

参加国は、シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイ（以上P4）、米国、オーストラリア、マレーシア、ベトナム、ペルー、メキシコ、カナダ、日本の二カ国である。

### (2) 第一九回交渉会合（ブルネイ）

八月二二日～三二日

ブルネイ会合では、一〇分野で会合が行われた。物品関税ではより高水準の自由化を日本は求められた。原産地規則では、ベトナムと米国が対立し、原糸を中国から輸入したものは関税をかける

と米国が主張している。知的財産権では、米国は著作権の保護期間を著者の生存期間プラス七〇年とする（日本の現行五〇年）ことを提案した。著作権侵害の非親告罪化、法定損害賠償制度の導入も求められているようである。米国はバイオ医薬品の一部について、データ独占期間の長期化を打診した。さらに、医療診断、治療方法も特許の対象にせよと要求している。環境分野では、米国が「環境関連の多国間取決め」に即して国内法を整備すること、環境の章をTPPの紛争処理手続きの対象とすることを主張した。米国が、日本の漁業補助金撤廃を主張している。

### (3) 首席会合（ワシントン）

九月一八日～二二日

物品市場アクセス、知的財産、競争政策、原

産地規則、環境、投資が難航していると報道された。投資では、投資家が国家を提訴できるISD条項にオーストラリアが反対していた。進展があったとされるのは、政府調達、金融サービス、越境サービス、電子商取引、貿易救済、紛争解決分野である。政府調達とは、公共事業等の入札時に質の確保以外で外資企業を差別してはならないというルール整備である。現在もWTOで一定額以上の入札には外国企業参加をさせなければならぬが、これが発注額制限がなければ公共事業が安い労働力を使う外資に受注され、国民の税金を外資の利益にもつていかれることになる。ほぼ交渉が終了したと言われるのが、貿易円滑化、衛生植物検疫、労働、電気通信、一時的入国、貿易の技術的障害、協力、分野横断的事項、制度的事項

の分野である。衛生植物検疫では、食品の安全確保に関するルールが議論されており、おそらく農薬や添加物、遺伝子組み換え食品問題のルールは合意されていることになる。一時的入国では、拠点をもたなくてよいなど、まさに外国人弁護士の一八〇日滞在ルールを求められなくなっている危険性があるが、ネガティブリストに「これから載せる」という回答が日弁連理事会では八月にもなされている。

#### (4) 今後の交渉予定

一 一月初旬、閣僚会合がインドネシアのバリで開催されたが、APEC首脳会議に(オバマ米大統領欠席のため)大筋合意とはならなかった。各国の対立は知財・ISD条項で残り、二月WT  
O閣僚会議に持ちこされた。

### TPP交渉による日本経済・国民生活への影響

#### (1) 農業と地域経済への影響

物品市場アクセス分野では、そもそも原則関税撤廃を求める条約交渉に参加しているにもかかわらず、日本政府は重要五項目(米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、砂糖)の関税維持を求めている。そのため、オーストラリア、ニュージーランドが全

品目、米・麦で米国とカナダなどと対立している。重要五品目といっても課税分類上の品目は九〇一八品目のうち五八六品目(約六・五パーセント)に上っている。関税撤廃をしない品目はその他三・七パーセントになるといふことなので、内皮製品がまず外されると報道された。しかし他国の貿易自由化率は、ニュージーランドとシンガポールが一〇〇パーセント(関税ゼロ)、チリ、オーストラリアも九九・九パーセント、米国も九九パーセントのため、到底守りきれない状況にある。

具体的な農業分野への影響については、九月四日のシンポジウムの内容から紹介する。

高橋正夫(TPP問題を考える十勝管内関係団体連絡会議議長)本別町長によれば、十勝管内では生産額、関連産業、地域経済含めて五〇三七億円のマイナスになる。四万人の雇用が失われるという。十勝だけでなく北海道全体の崩壊となるといえる。

全国農業協同組合中央会(JA)の小林寛史農政部長によれば、アジアの農業の多様性、地形、土壌条件、気候、人口分布、条件で異なるので、公平公正なルールはこれらを考慮しないと作れないという。高い基準の貿易ルールというなら、多様性は維持できない。APECは自主性、柔軟性の尊重が大坂行動指針として確認されている。関

税撤廃以前に他国の状況としては、ニュージーランドは独占権を得た農協が輸出をしているとか、米国は農業製品輸出に対する補助金を出し、食糧援助の名の下に食糧の過剰処理を行っているなど問題がある。日本は工業製品の輸出を伸ばすために、工業製品の輸出拡大のしわ寄せをすべて農業に負わせるのは問題がある。

鈴木宣弘東大大学院教授は、一パーセントの人々の利益のために九九パーセントが苦しめられると述べた。農産物と皮製品が守れないことがわかって政府は参加した。米国がいう対等な競争条件をとるのは嘘で、市場をよこせという要求である。食品の安全性についても問題で、二国間交渉で、防腐剤・防かび剤の使用について要求しており、米国交渉官の一人はモンサント社の役員である。外国人医師の流入も認め、国家戦略特区を作り受け入れていく方針であるということである。

#### (2) ISD条項と国家主権

ISD条項(Investor-State Dispute Settlement・投資家対国家紛争解決)とは、外国投資家が、投資協定に反する投資受入国政府、地方政府等の行為に関し、加盟国政府に対して、損害の賠償を国際仲裁に付託する権利を事前に包括的に認める条項である。過去にISD条項を日本も締結して

きたが、それは途上国との間であって、その理由も「法が未整備で投資の妨げとなる場合がある」というところにあった。

しかし、これが米国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドなど英語圏の先進国との間で締結された場合には、日本が提訴される危険は当然ある。ISD条項には、最恵国待遇と内国民待遇という理念があり、留保しなければ、投資協定の内容となる。そして、「パフォーマンス要求の禁止」(投資活動に対する特定措置の履行要求の禁止)という条項もあり、原材料の現地調達義務や、現地の物品・サービスの購入を義務付けること、一定数の自国民を雇用することも禁止される。収用は原則禁止であり、間接収用(所有権等の移動を伴わなくとも、裁量的な許認可の剥奪や生産上限の規定など、投資財産の利用やそこから得られる収益を阻害するような措置も収用に含まれる)も原則禁止とされる。具体的な提訴案件として、韓国法務省は、Metalclad事件など挙げている。

—Metalclad社がメキシコ連邦政府から廃棄物処理施設設置許可を受けて投資したが、有毒物質による近隣の村の飲用水汚染等で患者者が多数発生する懸念等、危険性が提起され、地方自治体が同敷地を生態区域に指定し、施設設立不許可処分をしたところ(まず

市が建設不許可をし、後に州が生態保護区に指定)、これを間接収用等で提訴

—仲裁判定部は「間接収用」および「最少待遇(公正・衡平待遇)原則」違反を根拠に約一七〇〇万ドルの賠償を判定

このような提訴権を多国籍企業に与えたらならば、国民の産業や生活にとって必要な法的規制が、間接収用や公正・公平待遇原則違反として違法となり損害賠償の対象となってしまう危険がある。

住民を守るための規制が違反とされるため、ISD条項は、立法権を侵害するもの、また司法機関を別途に置くので司法権を侵害する違憲の条項であるといえる。さらに、条約と法律との関係では、米国は、条約締結権が連邦議会にあるため、条約と法律は対等であるが、日本は九八条二項により、条約が法律に優先するので、まさに「ラチエット・ルール」として、条約が締結され承認されなければ、グローバル多国籍企業の強欲な要求の前になすべがないのである。このように自国のルールを作らせない、統一したルール、しかもグローバル多国籍企業に有利なルールを強要するものが、TPPである。

(TPPに反対する弁護士ネットワーク事務局長)

青法協弁護士学者合同部会設立40周年記念誌

# 人権の砦として

—弁学合同部会40年の軌跡—

それぞれの時代の部会に属した諸先輩の生き生きとした活動が豊富に語られ、過去40年のさまざまな教訓が惜しみなく盛り込まれています。

本記念誌に綴られた青法協の歴史と会員の活動は、その一つひとつに、憲法の平和的・民主的条項擁護の旗を高く掲げ、人権侵害の被害者とともにあってその救済をはかり、新たな課題に果敢に挑戦するという青法協の“魂”というべきものを教えられる、人権活動に取り組む弁護士・研究者必携の書です。

●お支払方法：郵便振替(手数料はご負担下さい) ●後払い

青年法律家協会弁護士学者合同部会

TEL. 03-5366-1131 FAX. 03-5366-1141 e-mail bengaku@seihokyo.jp



B5版・280ページ  
定価2,500円(税込)

# 憲法の理念を全ての国民へ —立憲主義を伝えるための憲法教育を考える

## 憲法教育分科会

### 目

本には、日本国憲法の理念の根幹をなす「個人の尊重」よりも「経済成長」や「国益」を優先する価値観が根強く存在します。二〇一二年四月発表の自民党改憲草案も、個人の尊重から国家国益優先へと憲法の価値観を大きく転換させるものです。そして同年二月の総選挙の結果、第二次安倍政権が誕生したことで、国家国益優先の価値観を前面に押し出した改憲の発議や憲法改正国民投票が現実化しかねない情勢となりました。

このような情勢が生じた原因の一つとして、学校教育の中で教育されてきた憲法が暗記対象にすぎず、個人の尊重や立憲主義といった憲法の理念についての教育が十分でなかったことが挙げられるのではないかと思います。主権者である私

ち国民が憲法の理念を身につけていなければ、憲法改正国民投票の際に適正な判断をすることはできません。個人の尊重や立憲主義といった憲法の理念を国民に浸透させ、国民全体の共通理解とすることが、現在の日本で求められているのではないのでしょうか。

### と

ところで、憲法の理念を伝える教育を学校の場で実現していくには、学習指導要領の改訂などの方法で統一的行われることが本来望ましいことです。しかしながら、憲法改正の可能性が現実には差し迫っている現状からすると、文科省主導で望ましい学習指導要領改訂がなされることは期待できず、それを待っている余裕はありません。教育現場において、教師や弁護士が積極的に活動することが不可欠です。

こうした観点から、憲法の理念を伝えるべく札幌で実践してきた憲法教育の取り組みをご紹介しますとともに、広く全国で憲法の理念を伝える授業

が実現されるための憲法教育のあり方について考えていきたいと思います。

近い将来の有権者に向けて憲法の理念を語ることは非常に有益であり、この国の行く末を考えたとき、それは不可欠と言っても過言ではありません。全国の教育関係者の方々や、弁護士をはじめとする法律専門職の方々に多数ご参加いただきま

すよう、よろしくお願いいたします。  
現時点では企画の詳細は確定していませんが、次のような案を考えています。

#### 1 札幌における憲法授業実践報告

札幌での実践は大きく「高校の授業に参加する形態」と「参加者を募集するゼミ形態」に分けられます。全国各地の実情に合わせた授業案を提供するべく、札幌での実践報告を行う企画案です。

#### 2 憲法授業の再現

単なる報告ではなく、実際に授業を再現してみようという企画案です。理想は現地の高校生を募集して実際に授業を行うことですが、実現可能性を考えると参加者の皆さまを生徒に見立てて実施するのが現実的かもしれません。

#### 3 憲法教育のあり方についての意見交換

参加された皆さまとの間で、これからの憲法教育のあり方や全国各地で広めていく方策などについて意見交換を行う企画案です。

(北海道 川島 英雄)

第15回  
人権研究  
交流集会  
あと5カ月

修習生委員会

六七期向け  
四団体合同事務所説明会へご参加を

東京 今泉 義竜

きたる一二月一四日(土)、午後一時から、主婦会館プラザエフ(東京・四ツ谷駅から徒歩一分)にて、六七期司法修習生を対象とした、自由法曹団・日本民主法律家協会・日本労働弁護団・青法協弁学合同部会の四団体合同事務所説明会が開催されます。全国の事務所におかれましては、六七期採用について全く検討する余地がないということでない限り、ご参加いただくようお願い申し上げます。

勤務条件・事務所の特色等)を送付下さい。当日参加した修習生に紹介いたします。

【場所】主婦会館プラザエフ

【費用】参加費)一事務所 二万円

(懇親会費)別途弁護士一人あたり五〇〇〇円

【持参資料】修習生が七〇名程度参加しますので、事務所紹介資料をご持参ください。事前に会場宛に宅配便で送っていただいても結構です。

【当日のスケジュール】

二時半 開場

三時 学習会

(六七期修習生対象)

なお、都合により参加できない遠方の事務所、人権活動に熱心な新人を是非とりたいという事務所につきましては、メールまたはFAXにて、詳しい募集要項(事務所名・採用担当者・連絡先・採用予定人数・

事務所側は参加していただくかなくても結構です。

構です。

一四時 事務所説明会開始

遅くともこの時間までにお越しください。

一八時 懇親会

※事務所説明会では、最初に全体に対して二三分程度ずつ順番に事務所の説明をしていただき、その上で島に分かれての説明会となります。

国際委員会 一二月例会

在日フィリピン人の人権保障のために  
日本人法律家が出ること

修習生・ロースクール生(修了生)・学生も大歓迎!

現在、日本にはおよそ二〇万人のフィリピン人が暮らしています。そのうち多くは、ナイトクラブやバーでエンターティナーとして働く女性です。彼らの多くは、失業率が七・二パーセント、貧困率が五五パーセントと悪化するフィリピンから、仕事を求めて、豊かな生活を約束され

て(あるいはそう信じて)日本にやってきました。しかしながら、日本の生活は決してバラ色ではなく、彼らは人身売買、労働搾取、ドメスティックバイオレンス、人種差別など、様々な人権侵害に直面しています。不法な低賃金で働かされる労働者。ビザを失うのが怖くて、夫から

参加される事務所は、事務所名・参加人数を、東京法律事務所 今泉宛にFAX(〇三―三三五七―五七四二)またはメール(imazumi@tokyolaw.gr.jp)にて二月六日までに御連絡下さい。

委員会からのお知らせ・報告

DVを受けていても離婚できないフイリピン人妻……etc。彼らの多くは言葉の壁から、あるいは諸般の事情により、なかなか法律家に支援を求めることが出来ません。

国際委員会二月例会では、不当な人権侵害を受けている移住民を虐待や搾取から法的に保護する活動を行うネットワーク「タンゴル・ミグランテ」(タガログ語で「移住民擁護」)の活動を行っているブッチ・ボンゴスさんに、在日フィリピン人の方の人権侵害、及びわれわれ日本人法律家に求めることについてお話しいただきます。多くの皆さんのご参加をお待ちしています。

〈講師紹介〉

ルイシト・ブッチ・ボンゴスさん  
(フィリピン)

Mr. Luisito M. Pongos

ミグランテ・インターナショナル所属。二〇一三年四月より一年間、国際法律家協会インターンとして来日中。「タンゴル・ミグランテ」の弁護士、市民団体、フィリピン人のネ

ットワーク作りにも力を入れている。

【日時】

二〇一三年二月二日(月)  
午後七時〜(終了後、懇親会)

【場所】

パートナーズ法律事務所  
(http://p-law.jp/access)

東京都豊島区南大塚二二三六―七

震災プロジェクトチーム

発達心理学連続講座

「子どもの成長発達と地域コミュニティ」  
(全五回)のお知らせ

三・一一の原発事故によってF1近傍の地域は今なお帰還を許さず、地域コミュニティを中心とする市民の生活は根こそぎ破壊されました。言うまでもなく市民の日常生活は、この根こそぎ破壊された地域コミュニティを基礎として営まれていたのです。

南大塚T&Tビル四階

\*JR大塚駅南口下車徒歩三分  
都電荒川線沿い)

TEL 〇三三五九二―三三二六

ご参加希望の方は、田畑 [tbata@p-law.jp](mailto:tbata@p-law.jp) までEメールにてお申し込みをお願いします。

った諸点について中国政法大学社会学院客座教授(教育学博士)・発達心理学・文化心理学)の山本登志哉氏をお招きし、この点の議論を深めたいとおもい企画したものです。興味関心のある方はふるってご参加ください。

【日時】

二月 八日(金) 午後六時〜  
弁護士会館一〇〇二号

二月二九日(金) 午後六時〜  
弁護士会館一〇〇二号

二月二〇日(火) 午後六時〜  
弁護士会館一〇〇二号

二月二日(水) 午後六時〜  
弁護士会館(予定)

二月 七日(金) 午後六時〜  
弁護士会館(予定)

※各回のテーマについては本部事務局までお問い合わせ下さい。

今回の連続講座はこの破壊された市民生活の中でも子どもの成長と発達に焦点を当て、これらの課題の現にとつて地域コミュニティはどのような役割を果たしていたのか、地域コミュニティが破壊された今、子どもの発達を保障する為の条件をどのように形成するべきなのか、と言

広報委員会

## 館山戦跡巡りと「歴史認識」

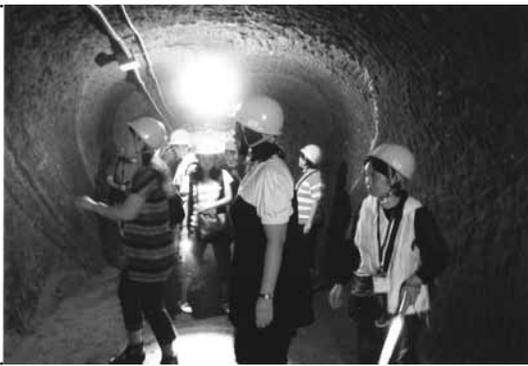
東京 高野 真人

**広** 報委員会は、九月七日、八日と恒例の合宿を館山で開催した。単なる観光旅行に堕すること



NPO法人安房文化遺産フォーラムの池田事務局長より事前講義(座学)を受ける。

のないよう、合宿後は、地域に残る戦跡巡りのツアーを、NPO法人安房文化遺産フォーラムの池田恵美子



館山海軍航空隊赤山地下壕跡

氏と関和美氏の案内で実施した。まず、館山地域にある戦争関連の遺跡と平和の文化に関するレクチャーから始まったのであるが、その内容はとても語り尽くせない。現実にくぐった史跡等の範囲内に限って報告をしよう。

まずは、赤山地下壕跡である。このあたりは、館山海軍航空隊があったから、第二次世界大戦の激化のため、攻撃をさける観点で造られたのではないかと思いきや、実は、真珠湾攻撃の開戦前から工事が始まったという証言があるらしい。そもそも、海軍航空隊の基地自体が、関東大震災で隆起した館山湾の一部を埋め立てて造られたもので、被災地域復興のためという言い方もなされたようだが、真珠湾攻撃をにらんでの準備という推察もできるようだ。権力側は、何らかの隠された意図のもと長期的な展望をもって行動しているということを感じた。

**次** は、本土決戦にそなえた「128高地」の地下壕である。



「本土決戦」抵抗拠点128高地「戦闘指揮所」「作戦室」地下壕跡



これは明らかに備え、空襲や艦砲射撃対応のためのものであって、いわば、「にわか作り」的なものである。

委員会からのお知らせ・報告

しかし天井部分に龍のレリーフが造られていた。この手の作業に腕のある兵隊が造ったものかもしれないが、こんな地下壕でも芸術性のあるものを造るのかと不思議な感じでした(まあ、アルタミラの洞穴の例からしても、人類のいかにもやりそうなことではあるが……)。

さて、こちらの地下壕は、戦後設立された民間の福祉施設の中にある。実は、この施設は、売春防止法



「噫従軍慰安婦」石碑前で、参加者の記念写真

に基づく「婦人保護長期入所施設」である。ここには、「噫従軍慰安婦」と刻まれた碑がある。城田すず子さんという寮生の告白がもとで建てられ、この証言は慰安婦問題が注目を浴びるきっかけになったという。その述懐の一部の表現を聞くだけで、告白に至るまでの、彼女の心の中の闇の暗さが何となく感じられた気がする(苦しみが理解できるなどとい



一六二四年(豊臣秀吉の朝鮮侵略から三三忌)に建立された館山・大巖院の歴史上貴重な「四面石塔」について説明を受ける参加者

うとおこがましいだろう)。今、碑は、戦争施設である地下壕の丘のうえで、風に吹かれながら、周囲の山並みや海を見下ろしている。この近くには、山の中に戦闘機を隠しておく掩体壕もある(これは見なかったが)。「来る途中通ってきた道路が、そこから海へ向かう滑走路部分です」と説明を受け、「へ」と感心するしかない。

### 最

後は、大巖院というお寺の「四面石塔」である。四つの側面には、日本で使用されている漢字、中国の篆字、朝鮮の古い字体のハングル(創制初期のものらしい)、そしてインドのサンスクリットの文字で、すべて「南無阿弥陀仏」と刻まれている。これは現代の戦争ではなく、豊臣秀吉による朝鮮侵略で朝鮮半島から住民を連行してきたことに関連する史跡のようである。徳川の時代になると、朝鮮人捕虜を故郷へ帰す事業がなされた。この石塔が造られた経緯ははっきりしないが、前述の送還事業も行われている年で

あり、三十三回忌にもあたる年なので、平和祈願のための供養塔などではないかとの推測がされているようだ。このようなところにも、戦争と海外との交流の跡があるということである。その他レクチャーを受けたところでは、この地域の人他国との関わり、江戸地域とのかかわりなど盛りだくさんの話を聞いた。

### 戦

争はあいかわらず存在するのであるが、人々の国際交流は意外とよく行われてきたという感想をもった。知らないことが多いものである。昨今「歴史認識」という言葉が飛び交っているが、少なくとも、思いこみで歴史を語るべきではないという率直な感想をもった有益なツアーであった。

# 戦後最大の危機を迎えた憲法

富山常任委員会で、明文改憲、解釈改憲阻止のための討議を

憲法委員会委員長 大山 勇一

## 1 戦後最大の危機を迎えた憲法

第二次安倍内閣は明文改憲、そして解釈(立法)改憲への姿勢をあらわにしており、今、まさに日本国憲法は制定後最大の危機にあると言える。昨年二月の衆議院選挙では、改憲勢力(自民党、日本維新の会、みんなの党)は三六六議席を獲得し、改憲発議に必要な三分の二(三三〇議席)を大きく超えた。そして今年七月の参議院選挙では、この三党に新党改革を加えると、改憲勢力は非改選議員を含め一四三議席を占有する結果となった。改憲発議に必要な三分の二にあたる一六二議席には達していないが、改憲に積極的な民主党・公明党の一部議員を加えると、「改憲ライ

ン」を突破することになる。

## 2 明文改憲、改憲手続法の動き

自民党は、昨年五月に「改憲草案」を発表して正面から明文改憲を掲げ、九条を改定して「国防軍」を保持すること、基本的人権を「公益および公の秩序」によって規制することなどめざした。その後、世論の批判をかわすために改正手続法である九六条の先行改定まで持ち出してきた。これらの明文改憲の動きについては、全国各地に広がった「九条の会」、そして改憲派学者も巻き込んだ運動になった「九六条の会」などの旺盛な取り組みによって一時の勢いはないように見える。しかし自民党は、改憲草案に関する地方議員向け説明

会や全国での対話集会を重ねていく「草の根活動」を強めるソフト路線をとり、世論形成に努めている。他方、民主党憲法総合調査会の枝野幸男会長は、軍事力の保有、集団的自衛権の行使などを認める独自の改憲案を発表している。一〇月四日には、この調査会の初会合が開かれており注視していく必要がある。

あわせて、秋の臨時国会では、改憲手続法(国民投票法)を改定して投票年齢を二八歳以上へ引き下げることが自公両党で合意されている。

## 3 集団的自衛権の行使容認の動き

このような明文改憲の動きとともに、集団的自衛権の行使容認をめぐる動きが急である。今年九

月、安倍首相の諮問機関である「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（安保法制懇）が七カ月ぶりに審議を再開し「集団的自衛権」の行使に向け議論を活発化させている。これまで議論してきた集団的自衛権行使の四類型のみならず、全面容認に向けて提言を取りまとめると報じられている。また、八月にはこれまで集団的自衛権について「保持はしているが行使はできない」との政府見解を支えてきた内閣法制局の長官に、集団的自衛権容認派の小松二郎駐仏大使を就任させた。

近時、安倍首相は、国連総会演説（九月二六日）などにおいて「積極的平和主義」を唱えている。安倍首相の私的懇談会「安全保障と防衛力に関する懇談会」（安防懇）はこの「積極的平和主義」を基本理念に据え、中国の影響力増大や北朝鮮の軍事力増強をアジア太平洋地域の安全保障上の課題として取り上げ、日米同盟強化を唱えている。このことから見ても、かかる平和主義が九条に立脚した非軍事の理念ではないことは明らかである。

こうした布石を打ちつつ、安倍内閣は、最終的には来年の通常国会において、集団的自衛権行使を前提とした法体系である「国家安全保障基本法案」を提出・成立させようと考えている。

#### 4 秘密保全法の阻止へ

さらに安倍首相は、秘密保全法案（特定秘密保護法案）を秋の臨時国会に提出する方針を固め原案をまとめた。この秘密保全法は、国の安全保障に著しい支障を与える恐れがある情報を「特定秘密」に指定するというものであるが、行政機関の長による恣意的な指定が可能となる。このような「秘密」管理はこれまでも米国から強く求められているもので、国家安全保障会議による情報統制と相まって、米国と一体となって海外へ派兵するために不可欠な準備行為であると言える。

この秘密保全法に対しては、愛知で継続的に街頭宣伝が行われているほか、「STOP！ 秘密保全法共同行動」（青法協弁学会合同部会のほか、自由法曹団、マスコミ文化情報労組会議（MIC）などで構成）は七月三〇日、一〇月二五日に院内集会を開催し、街頭宣伝行動を実施するなど旺盛に反対運動を行っている。

#### 5 富山常任委員会で知恵を集める

このように、明文改憲の分野でも、解釈改憲の分野でも、憲法は戦後最大の危機を迎えていると

言える。前回の福岡常任委員会では、「友だちが襲われているのに助けられないのはおかしい」といった素朴な例えが出され集団的自衛権への批判には工夫が必要だ、との声も上がった。本部憲法委員会は今後、明文改憲阻止に向けた国会議員要請、集団的自衛権問題に関するパンフづくりなどを予定している。

今回の富山常任委員会で、各支部、各会員が活動報告を持ち寄り、悩みを共有し、さらに大きな運動を作れるように討議をしたいと考えている。ぜひご参加をお待ちしています。

### 青法協メーリングリストへの登録を呼びかけます

青法協ネットは、登録していただいた方に、青法協の活動内容などをお知らせするとともに、憲法・司法・人権課題など、自由にご意見・ご要望、各支部・会員の活動などをお送りいただき、活動に反映させるために立ち上げたものです。

登録希望の方は、事務局 (bengaku@seihokyo.jp) まで、アドレスをお送り下さい。

## 二〇一三年度第三回常任委員会（富山）のご案内

青年法律家協会弁護士学者合同部会は、後記の要領で二〇一三年度第三回拡大常任委員会を行います。

今回の会議は、安倍首相が集団的自衛権を認めさせることが自身の歴史的使命であるなどと発言し、解釈改憲容認の内閣法制局長官人事、国民投票法改正、秘密保本法の提案など改憲の危険性がぐつと高まる情勢のもと行われます。

常任委員以外の会員も参加可能ですから、是非ご参加ください。

### 記

□日時 二〇一三年二月六日（金）十三時～七日（土）正午（予定）

□場所 富山県富山市内

□地元企画① 二月六日（金）一七時～予定

講演「完全勝利判決から四〇年 神通川流域イタイイタイ病根絶の運動」

講師 水谷敏彦会員

イタイイタイ病弁護士事務所局長を務める水谷敏彦弁護士に、これまでの運動内容とその成果、今後の運動などについて講演をしていただきます。

□地元企画② 全日程終了後二月七日（土）一三時ころ～一五時ころ予定

オブシヨナルツアー イタイイタイ病資料館等見学ツアー

イタイイタイ病資料館（二〇一二年四月に開館）見学、「語り部」による講話及び意見交換

費用・五、〇〇〇円程度（実費徴収予定）

詳細は、別途送付の常任委員会の案内をご覧ください。か弁学合同部会本部事務局までお問い合わせください。



▼本紙記事にもあるように、広報委員会夏合宿に、館山歴史探訪学習会が組み込まれた。戦時中の遺構に残る芸術作品、日本地図を左に二〇度回転して見ると分かる東アジアにおける位置、中国・韓国との鎖国前の交流を今に残す石碑、数千年遡る巨大地震の痕跡となる地層まで、館山限定で時間を飛び越え、教科書とはひと味違う視点で学ぶ学習会だった。▼教科書との違いは、「国」ではなく、そこに暮らし生きる全く一般の人々が、歴史の主人公ということである。百年前、数百年前、千年前にここに住んでいた人たちが、何を見て、聞いて、感じて行動したのかを学ぶと、それは国と国との関係などおおよそ眼中にない、人に対する思いやりであり、新しいものに対する好奇心であり、美しいものに対する感動であり、現在の自分とも変わらぬ心持ちであった。▼やはりいつでもどこでも人類は捨てたもんじゃない、自分もいつか、未来人から注目される歴史の微細な一粒になればと思った。

（町田 正裕）